

令和7年度別所本町公園ほか除草等業務委託 特記仕様書

第1章 目的・適用

- 高槻市都市創造部公園課（以下「公園課」という。）が発注する『令和7年度別所本町公園ほか除草等業務委託』に係る契約書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。発注者と受注者は各自対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行し、緑地・緑道・公園を管理することにより、美しい都市景観、緑の潤いある生活環境を維持することを目的とする。

第2章 業務委託の範囲

- 別紙参照

第3章 履行時期及び個々の履行期間

- 履行時期
 - 除草・刈込は本業務委託を確認し、7月～11月期に行うこと。
 - 監督職員（以下「職員」という。）より履行箇所、履行内容、履行期間等の指示事項を確認のうえ、履行すること。
 - 公園等の位置に関する参考資料等が必要な場合は、公園課よりその資料を貸与するのでその旨申し出ること。また貸与された資料は業務完了時に返却すること。
 - 必要に応じて職員と立ち合いを実施し、履行箇所、履行期間、履行内容等について確認すること。
- 履行期間
個々の履行期間について、職員より別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。

第4章 施工

- 機械除草
 - 委託契約区域内に繁茂する雑草を除去すること。但し、低木密植の部分については人力で抜取りにより除草し、その他の部分については、機械除草とし、人力による補助刈りも含むこと。
 - 除草範囲にあるゴミ（空き缶等）の除去や、転石等の作業に支障となる物の除去も含むこと。可燃ごみについては、草等と一緒に処分すること。
 - 除草は少なくとも地際2cm付近で切り取ること。
 - 機械除草の際は、草刈り機の刃で樹木等を損傷しないように注意すること。
 - 刈残しがない様に施工を行うこと。
 - 除草後の草は速やかに搬出すること。
 - 近隣住民による植栽の取扱いに注意すること。判断が難しい場合は、刈り取らずに職員に相談し、その指示にしたがうこと。
- 刈込
 - 寄せ植えのものは、全体のバランスに注意すること。刈込は地表面からの樹高を、基本0.8m程度で仕上げること。側面についても不整合にならないように切り揃えること。また、その他樹種の刈込高さについては、公園等によって樹高が異なるため、職員の指示によるものとする。
 - 単木的に植えられているものについては、密生している枝を透かし、下枝等の枯枝を取り除いてから刈り込むこと。
 - 作業を開始した場合は、中断せずに速やかに作業を進めること。
 - 刈込後の枝葉は速やかに搬出すること。処分費は契約金額に含まれている。エネルギーセンターに搬入する場合、搬入寸法等については、エネルギーセンターの仕様に従うこと。
- 安全管理
 - 作業中は、作業範囲をバリケード等で囲うなど、公園等の出入口を閉鎖し、公園等利用者や第三者が、立ち入らないようにすること。また、飛び石の防止対策を徹底すること。
 - 作業中は、道路使用許可証を常時携行し、道路使用許可証に記載された、交通誘導警備員の配置及び安全施設の設置条件等を遵守し、利用者、歩行者、交通、民家等の安全を十分考慮すること。なお、第三者に損害をおよぼした場合は、受託者の負担において速やかに賠償するとともに、監

- 督職員に報告すること。
- (3) 労働安全衛生法令上、資格等を必要とする業務については、安全衛生法による、安全衛生教育修了証、特別教育修了証等、資格証等の写しを、職員に提出すること。(例、刈払機取り扱い作業車、伐木(チェーンソー) 安衛則第36条8・2の補講。)
- (4) 電線の近くで作業を行う場合は、電力会社等と作業計画の事前打ち合わせを行い、感電事故防止及び電線等の損傷事故防止に努めること。

4. その他共通事項

- (1) 作業を開始した場合は、中断せず速やかに業務を終了させるよう努力すること。
- (2) 作業後の枝葉や草等については、その場に放置せず、速やかに搬出すること。また、可能な限り周辺のごみについても回収すること。
- (3) 作業時に近隣住民から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって対応するとともに、職員に報告し、その指示に従うこと。また、後日、苦情内容等を記載した報告書を提出すること。

第5章 報告書類等

1. 写真

- (1) A4版写真用紙で統一すること。
- (2) 作業前、作業中、作業後を同一方向から撮影し、同一紙面に整理すること。また、必要に応じて複数方向からの撮影もすること。
- (3) 運搬・搬入状況・作業後の枝葉等の撮影もすること。
- (4) 委託看板、安全施設等も撮影すること。
- (5) 黒板には公園名等、内容等必要事項を記載すること。

2. 出来形

- (1) 基本A4版用紙で統一すること。やむをえない場合は一部A3版も可とする。
- (2) 除草、刈込は実刈範囲の丈量図及び面積集計表等を作成すること。(刈込は刈込後の面積とする。)

3. その他

- (1) 処分場での計量伝票を、公園等ごとに整理し、提出すること。
- (2) 請求書、履行内訳書、引渡書、履行報告書及び上記書類をまとめて提出すること。

第6章 その他

1. 別所本町公園・奥天神1号地・真上4号緑地・淀の原公園・東上牧三丁目管理地・南大樋1号緑道の除草・刈込については、担当者及び自治会等と詳細な協議を行うこと。
2. 津之江町一丁目かんな児童遊園については、除草・集草作業における隣地とのトラブルを避けるため刈払機・ブロアーの使用について細心の注意を払うこと。
3. 住民等から苦情・要望があった場合や、内容の調整の必要があると認められるときは、職員に速やかに連絡し、指示を受けること。
4. 作業時に知り得た情報等(倒木のおそれがある樹木、クビアカツヤカミキリによる被害がある木、その他公園等施設に不具合がある場合等)については、速やかに職員に報告すること。
5. 業務委託にあたり、件名のわかる業務委託工事看板等の設置を行うこと。
6. 作業時は、市民等に誤解等を与えないよう、行動等に留意すること。
7. この特記仕様書に定めのない場合は、速やかに職員に連絡し、協議を行うこと。